

事 務 連 絡  
令和3年10月4日

放課後等デイサービス事業所 各位

愛西市保険福祉部社会福祉課長

新型コロナウイルス感染症対策に伴う放課後等デイサービスの単  
価の取扱いについて（その2）（通知）

日頃は、本市の福祉行政にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

標題の件につきまして、令和3年9月8日付けで通知を発出しましたが、令和3年9月22日付けで厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて（令和3年9月22日版）」が発出されましたので、取扱いを下記のとおり変更させていただきます。この変更は、9月サービス提供分から適用します。

各事業所においては感染防止対策を行いつつ支援をしていただいているところですが、ご理解とご協力のほどよろしく願いいたします。

記

1. 報酬単価の取扱いについて

①各学校での短縮授業及び分散登校を実施する期間は、学校休業日単価での報酬算定とする。なお、学校休業日単価での算定を行うことにより利用者負担の増加が見込まれるため、あらかじめ保護者の了解を得ること。

②複数の学校に通う児童及び生徒を受け入れており、分散登校を実施している学校の児童及び生徒と、通常通り登校する児童及び生徒が混在する場合は、前者は学校休業日単価、後者は放課後単価での報酬算定とする。

③短縮授業及び分散登校を実施している学校の児童及び生徒を受け入れていない場合（及び利用がない日）、または通常どおり放課後の時間でのサービス提供を行う場合は、放課後単価での報酬算定とする。

④上記の取扱いにより学校休業日単価を算定する場合は、社会福祉課まで連絡すること。

## 2. 在宅における支援について

①新型コロナウイルス感染症の予防のため、在宅での支援を希望される児童及び生徒がいる場合は、事前に社会福祉課まで連絡し、「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所給付在宅支援に係る申立書」を提出することにより報酬算定可能とする。なお、今までに同申立書の提出があった児童及び生徒に関しては、同様に連絡することで引き続き報酬算定可能とする。

②新型コロナウイルス感染症ワクチン接種後の副反応により通所できなかった場合については、欠席時対応加算を算定することとする。

### 問い合わせ先

担当：社会福祉課 障害福祉グループ

電話：55-7115（ダイヤルイン）

FAX：26-5515